

児童福祉法等の一部を改正する法律
等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。

令和7年12月17日

野田市長 鈴木 有

野田市条例第43号

児童福祉法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整理 に関する条例

(野田市児童福祉審議会条例の一部改正)

第1条 野田市児童福祉審議会条例（昭和52年野田市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「諮問」の次に「又は報告」を加え、「調査審議し、答申すること」を「調査審議等を行うこと」に改める。

(野田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第2条 野田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年野田市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第25条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号（幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあっては、認定こども園法第27条の2第1項各号、幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあっては、学校教育法第28条第2項において準用する認定こども園法第27条の2第1項各号）」に改める。

(野田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第3条 野田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年野田市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第13条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」に改める。

第18条第2項を次のように改める。

2 家庭的保育事業者等は、前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる健康診断又は健康診査（母子保健法（昭和40年法律第141号）第12条又は第13条に規定する健康診査をいう。同表において同じ。）（以

下この項において「健康診断等」という。)が行われた場合であって、当該健康診断等がそれぞれ同表の右欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、家庭的保育事業者等は、それぞれ同表の左欄に掲げる健康診断等の結果を把握しなければならない。

児童相談所における乳児又は幼児 (以下「乳幼児」という。)の利用開始前の健康診断	利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断
乳幼児に対する健康診査	利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断

第24条第2項中「保育士又は」を「保育士(千葉県の区域に係る法第18条の29に規定する地域限定保育士(以下「地域限定保育士」という。)を含む。)又は」に改める。

第30条第1項、第32条第1項及び第45条第1項中「保育士」の次に「(地域限定保育士を含む。次項において同じ。)」を加える。

第48条第2項中「保育士」の次に「(地域限定保育士を含む。)」を加える。

附則第10項中「を受けた者」の次に「又は地域限定保育士」を加える。

(野田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第4条 野田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年野田市条例第20号)の一部を次のように改正する。

第11条第3項第1号中「保育士」の次に「(千葉県の区域に係る法第18条の29に規定する地域限定保育士を含む。)」を加える。

第13条中「放課後児童健全育成事業」を「放課後児童健全育成事業者」に、「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」に改める。

(野田市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第5条 野田市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

(令和7年野田市条例第17号) の一部を次のように改正する。

第14条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」に改める。

第23条第1項中「保育士」の次に「(千葉県の区域に係る法第18条の29に規定する地域限定保育士を含む。以下この条において同じ。)」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。